

佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰対策支援給付金支給要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の物流及び継続的な経済活動の支援並びに物流機能の維持を図るため、エネルギー価格高騰により経営に影響を受けている市内の貨物運送事業者に対し、予算の範囲内において、佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物運送事業者 貨物自動車運送事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 貨物自動車運送事業 一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する事業をいう。以下同じ。）、特定貨物自動車運送事業（同条第3項に規定する事業をいう。以下同じ。）及び貨物軽自動車運送事業（同条第4項に規定する事業をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 車検証 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証をいう。

(給付対象事業者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「給付対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす貨物運送事業者とする。

- (1) 令和8年4月1日時点において、貨物自動車運送事業法第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可若しくは同法第35条に規定する特定貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第36条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っているほか、同法に基づき必要な許可及び認可を受け、並びに届出を行っていること。
- (2) 令和8年6月30日時点において佐倉市内に事業所を有し、第6条に規定する申請等の日に至るまで引き続き佐倉市内の事業所において貨物自動車運送事業を継続しており、かつ、同日後も当該継続する意思を有していること。
- (3) 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人若しくは個人であること。
- (4) 令和8年度において、千葉県から千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金の給付決定を受けていること。
- (5) 営業に関し、公序良俗に反する行為又は違法行為を行っていないこと。
- (6) 佐倉市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、

当該事業者は、支給の対象とならない。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号の暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (4) その他市長が適当でないと認める者
（給付対象車両）

第4条 給付金の支給の対象となる車両（以下「給付対象車両」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす車両とする。

- (1) 貨物自動車運送事業の用に供する自動車であること。
- (2) 自動車の種別が、道路運送車両法第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であること。ただし、被牽引自動車又は二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）であるものを除く。
- (3) 車検証に記録されている有効期間の満了する日が令和8年4月1日以後の自動車であること。
- (4) 車検証に記録されている使用の本拠の位置が、佐倉市内であること。
- (5) 車検証に記載されている使用者が当該給付対象事業者であること。
（給付金の額等）

第5条 給付金の額は、給付対象車両について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を予算の範囲内において支給する。

- (1) 一般貨物運送自動車運送事業に係る車両 1台につき23,000円
- (2) 特定貨物運送自動車運送事業に係る車両 1台につき23,000円
- (3) 貨物軽自動車運送自動車運送事業に係る車両 1台につき8,000円

2 給付金の支給回数は、一の給付対象事業者につき1回限りとする。

（支給の申請等）

第6条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が提出しなければならない規則第3条第1項に定める申請書、規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書及び規則第16条第1項に定める請求書は、佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰対策支援給付金支給申請書兼実績報告書兼請求書（別記様式第1号）とする。

2 佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰対策支援給付金支給申請書兼実績報告書兼請求書に添付する書類は、市長が必要と認める書類とする。

3 前2項に規定する申請等は、令和8年7月15日から同年12月15日ま

での間に行わなければならない。

(支給の条件)

第7条 規則第5条第1項に定める補助金等の交付に係る市長が別に定める条件は、次のとおりとする。

(1) 前条に規定する申請等に関する帳簿及び証拠書類を令和13年度末まで保存すること。

(2) 令和13年度末までの間、市長の求めがあったときは、前号の帳簿及び証拠書類をいつでも閲覧に供せるようにしておくこと。

(支給の決定及び額の確定)

第8条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知及び規則第14条に定める交付すべき額の確定の通知は、佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰対策支援給付金支給（不支給）決定通知書兼確定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

(支給の方法)

第9条 給付金の支給は、口座振替の方法によるものとする。

(決定の取消し)

第10条 規則第18条第1項の規定により給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合における同条第3項の規定による通知は、佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰対策支援給付金支給決定の全部（一部）取消決定通知書（別記様式第3号）によるものとする。

(給付金の返還)

第11条 規則第18条第1項の規定により給付金の返還を命ずる場合は、佐倉市貨物運送事業者エネルギー価格高騰対策支援給付金返還命令通知書（別記様式第4号）によるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。